

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	文化観光物産局	観光振興課	H25.4.1	情報発信等による長崎県亜熱帯植物園の魅力アップ事業(緊急雇用創出事業)	5,894,763	財団法人 長崎市野母崎振興公社 理事長 宮津 仁志	<p>本事業は、長崎県亜熱帯植物園の魅力向上のために、植物の専門家が園内の稀少植物等を調査し、コメントを付けてホームページ等で情報発信及び説明プレートの作成、専門家のアドバイスによる植栽、旅行会社や地域と情報発信に関する協議を行うスタッフの雇用等を委任するものである。</p> <p>事業の実施にあたっては、事務室、花壇などの作業場所が重複することや、植栽などの業務を行う必要があるなど、指定管理者の業務と密接に関連しており、作業効率の観点から、雇用するスタッフを指定管理者の一元的な管理下に置く必要がある。以上の理由から、当該業務を委託する相手方は、同園の指定管理者である(財)長崎市野母崎振興公社に限られる。</p>	第167条の2 第1項第2号
2	文化観光物産局	観光振興課	H25.4.1	ながさき旅ネットコンテンツ強化事業(緊急雇用創出事業臨時特例基金事業)	4,646,000	社団法人 長崎県観光連盟 会長 野崎元治	<p>長崎県の観光情報ポータルサイト「ながさき旅ネット」は、県と(社)長崎県観光連盟が共同運営しており、ページ運営に必要なID・パスワード等は厳重に管理している。これらを他者に公開することは、ウイルス攻撃等による情報流出など、不測の事態を招く可能性が増すため避けるべきであり、運営者である県・同観光連盟のみで徹底した管理下におく必要がある。これらセキュリティの問題を考慮すると、当該業務を委託する相手方は、県と共同運営を行っている同観光連盟に限られる。</p>	第167条の2 第1項第2号
3	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H25.4.1	平成25年度売り込もう県産品拠点づくり事業業務委託	4,200,000	長崎市大黒町3-1 社団法人長崎県物産振興協会 会長 高尾 茂	<p>本事業は、特産品新作展入賞商品を中心とした県産品を広く宣伝紹介するとともに販路開拓を図るもので、物産振興協会が県内外の百貨店で開催している物産展における事業展開が効果的である。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	文化観光物産局	アジア・国際政策課	H25.4.1	平成25年度長崎県 韓国政策アドバイザー業務委託契約	6,330,900	佐世保市三浦町13番43号 大和T&C株式会社 代表取締役 井手 研志	本業務は、本県の韓国戦略を効率的かつ効果的に推進するため、 韓国語が堪能であること 韓国現地の事情・政策等に精通していること 本県の事情に精通していること 韓国に活動拠点を有すること を満たす必要がある。 大和T&C株式会社は本県の観光・交通関係の業務を行っており、大村営業所長である黄日輝氏は元長崎県ソウル事務所の職員として本県の業務に携わった経験がある。 大和T&C株式会社は ~ の条件を満たしており適任であることから、当該法人を選定した。	第167条の2 第1項第2号
5	文化観光物産局	アジア・国際政策課	H25.4.1	平成25年度長崎県 釜山アドバイザー業務委託契約	1,536,730	大韓民国釜山広域市 釜山鎮区釜田路117番地郷 軍会館403号 社団法人 釜山国際親善協 会 理事長 曹 大煥	本業務は、本県の韓国戦略を効率的かつ効果的に推進するため、釜山をはじめ韓国南部の事情および本県事情に精通した者にアドバイスを求めることを目的としている。そのためには、 本県の韓国政策を深く理解していること 本県と韓国(特に釜山)との交流事業等に携わった経験があること 韓国(特に釜山)現地の情報収集能力や通訳・翻訳能力に長けていること を満たす者に委託する必要があるが、社団法人 釜山国際親善協会は ~ の条件をみたしており適任であることから、当該法人を選定した。	第167条の2 第1項第2号
6	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H25.4.4	平成25年度対中国ビ ジネスコンサルタント 業務	1,588,000	中国北京市朝陽区十八里店 朝陽口岸海関楼503室 北京軒英馳海国際貨運代理 有限公司 総経理 賈 宏炬	中国において円滑に業務を進めるためには、良好なコネクションを形成することが不可欠であるが、そのような関係を構築するためには長い期間を要する。当コンサルは平成17年以降本県との関係を有し、本県産品に関する造詣も深く、専門性を有している。このような人材を毎年の入札により確保することは中国においては非常に困難であり、事業効果や効率性からみても現コンサルに委託する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H25.4.4	平成25年度对中国ビジネスコンサルタント業務	1,397,000	中国北京市朝陽区南磨房路29号旭捷大厦1109房間 北京超異国際商務顧問有限公司 総経理 劉 藍英	中国において円滑に業務を進めるためには、良好なコネクションを形成することが不可欠であるが、そのような関係を構築するためには長い期間を要する。当コンサルは平成17年以降本県との関係を有し、本県産品に関する造詣も深く、専門性を有している。このような人材を毎年の入札により確保することは中国においては非常に困難であり、事業効果や効率性からみても現コンサルに委託する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
8	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H25.4.11	「第26回全国菓子大博覧会・広島」会場使用料	1,155,000	第26回全国菓子大博覧会・広島 実行委員会 委員長 竹内 泰彦	本博覧会は、100年を超える歴史と伝統を誇る菓子業界最大のイベントとして、数年に1度開催される。優秀作品には皇族による総裁賞・内閣総理大臣賞・農林水産大臣賞などが授与されるが、全国菓子大博覧会での受賞は菓子業界の中でも最高の栄誉とされる。 その会場使用料の契約相手方としては、実行委員会以外いないことから同者との一者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
9	文化観光物産局	文化振興課	H25.4.19	長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(3)美術館作業	1,761,900	長崎市出島町2番1号 (公財)長崎ミュージアム振興財団 理事長 村木文郎	長崎県美術館のセキュリティー種別は4つに大別されており、当該委託業務は職員及び学芸員のみが立ち入りできる場所(事務室・収蔵庫等)への出入りを伴い、しかも、業務を行うには常に美術館スタッフの指示及び同行が必要である。したがって、受託予定者以外の第三者が業務を受けた場合、美術館スタッフによるセキュリティー面での対応が煩雑となり、当該業務及び美術館運営業務の円滑な遂行にとって大きな妨げとなる。 以上の理由により、業務の円滑な遂行及び事務負担の軽減等に伴う経費節減が期待できることから、美術館を運営する、(公財)長崎ミュージアム振興財団に限られる。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	文化観光物産局	文化振興課	H25.5.1	平成25年度、日韓交流架け橋事業	8,471,400	東京都港区台場2丁目3番4号 株式会社 乃村工藝社 代表取締役社長 渡辺勝	日韓交流架け橋事業は、長崎歴史文化博物館において開催される展覧会「朝鮮通信使と対馬藩(仮称)」における韓国からの資料借り受け等、韓国側との往来文書の韓国語訳、展覧会開催中の韓国からの旅行者への、県内観光地のPRを行うとともに、展示資料解説等の入館者サービスの向上を図り入館者の満足度を高め、リピーター確保に繋げることを目的としている。また、効果を分析するためのアンケート調査およびその整理作業等を行うものである。円滑に本事業を進めるには、博物館の常設展示・ショップ・行事等博物館事業を熟知し現場で即対応できる者でなければできない。また、博物館という性格と品位を失わず、長崎県内の観光案内や物産販売等を行い、常設展示・イベント等の運営と一体的に取り組む必要がある。	第167条の2第1項 第2号
11	文化観光物産局	文化振興課	H25.5.27	ながさき音楽祭開催サポート業務委託	1,365,000	大村市幸町25-33 ながさき音楽祭おおむら実行委員会 委員長 葉山廉子	ながさき音楽祭の演奏会は、各地域の実行委員会等が主体となり企画運営する、文化芸術によるまちづくりの取り組みとして実施している。大村地区における音楽祭実施団体である「ながさき音楽祭おおむら実行委員会」は、地域の音楽関係者等により構成された実行委員会で、組織の活動により地域の連携を強めるなど、まちづくりに取り組んでいる。音楽祭を一過性のイベントに終わらせることなく地域に定着させるため、実行委員会活動を支援する本事業の目的から、音楽祭実施団体が演奏会と一体的に本事業を実施する必要があるため、他の団体等での実施は困難である。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	文化観光物産局	文化振興課	H25.6.3	ながさき音楽祭2013 開催業務委託	36,232,000	長崎市恵美須町4-5 ながさき音楽祭実行委員会 委員長 松川暢男	本事業は県内各地で、セミナー、コンサート等様々な催しを、各地域の実行委員会等が主体となり企画運営する文化・芸術によるまちづくりの取り組みとして実施することとしている。事業実施にあたっては行政、市町文化団体及び県内音楽団体、商工観光関係者等により、各地域で幅広い分野の参加・協力を得て音楽によるまちづくりを実施し、それらを県全体の大きな取り組みへ育成していく必要がある。ながさき音楽祭実行委員会は、各地域で音楽によるまちづくりに取り組む、ながさき音楽祭の実施団体の関係者等により構成された団体であり、これまでの音楽祭の実績をふまえ、各地域及び県全体での音楽によるまちづくりを継続的な取り組みとして推進していくことができる唯一の団体である。音楽祭を一過性のイベントに終わらせることなく、各地域の継続的な取り組みとして定着させ県全体で一体となった大きな取り組みとして実施できる団体は他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
13	文化観光物産局	文化振興課	H25.6.11	平成25年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(2) 博物館作業	5,237,400	東京都港区台場2-3-4 株式会社 乃村工藝社 代表取締役社長 渡辺 勝	本業務は、博物館の収蔵する作品、資料、図書等の整理及びデータ入力作業等である。その作業場所は、職員のみが出入りできるゾーンでの作業となる。 これらのゾーンでの本業務を遂行するには、博物館スタッフもしくは学芸員と入退室を行うことはもちろん、整理作業・データ入力等も常に学芸員等から指示を仰ぎながら進めねばならない。第三者へ本業務を委託した場合、高セキュリティゾーンでの万が一の事故(作品・図書・資料に対する)に対して責任を負いきれない。 県民の貴重な財産である歴史資料・図書・資料の管理を委任され、博物館を運営している指定管理者である乃村工藝社に限られる。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	文化観光物産局	文化振興課	H25.6.24	長崎県ミュージアム連携促進事業(モデル地区事業)業務委託	3,500,000	長崎市西出津町2696-1 外海地区を端緒とするキリスト教文化とミュージアム協議会 会長 川田 正勝	<p>本事業は、長崎市外海地区に在住していたかくれキリシタンが五島地区、平戸地区等に移住していったという歴史的背景を踏まえ、これらの地域に所在する関係ミュージアムの活性化とネットワーク化を図り、情報発信事業や講演会事業、共同研究調査事業などを行うことにより、交流人口の拡大やにぎわいのあるまちづくりにつなげていくことを目的としている。</p> <p>その実施に当たっては、ミュージアム、市町、研究者、地域の団体等から構成される団体(協議会)を業務の委託先とし、ミュージアムの活性化等に向けた取組を進めることとしている。</p> <p>当協議会は、外海地区、五島地区、平戸地区などに所在のミュージアム、市町、住民団体等から構成されており、当事業を遂行するために組織された唯一の団体である。</p> <p>このため、契約の相手方が当協議会に特定される。</p>	第167条の2第1項 第2号
15	文化観光物産局	アジア・国際政策課	H25.7.8	長崎県と資生堂TSUBAKIとのタイアップキャンペーン業務委託	4,620,000	目黒区碑文谷3-17-9-301 株式会社クリームインターナショナル 代表取締役 石坂邦子	<p>本キャンペーンは、中国で絶大な知名度を誇る資生堂とその主力商品であるヘアケアブランドTSUBAKIのブランド力を活用して、中国における長崎県の知名度を高めることを目的としている。</p> <p>2年目となる今年度は、TSUBAKIの中国におけるイメージキャラクターを務める中国人モデルのゲイリ・ライ氏を本県に招聘し、長崎県をPRする写真撮影等を行うこととなった。ゲイリ氏は通常香港を拠点として活動を行っているモデルであるが、彼女が日本における活動を行う際には、同氏の日本エージェントである株式会社クリームインターナショナルと契約を必ず結ぶ必要があることから、同社に業務を委託するものである。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	文化観光物産局	文化振興課	H25.7.8	第58回長崎県美術 展覧会移動展開催業 務委託	2,946,280	長崎市出島町2-1 長崎県美術展覧会実行委員 会 委員長 平田 徳男	この事業は、長崎県美術展覧会が公募した作品のうち、入賞・入選した作品を、美術鑑賞機会の少ない住民を対象に、移動展示し、住民の鑑賞力の高揚と情操の涵養に資するとともに、美術活動を促進して本県における芸術活動の振興に寄与するために開催するものであり、県展の展示(長崎会場、佐世保会場、諫早会場)での後に、引き続き3箇所での作品展示及び小・中学生対象のワークショップを行う。 相手方の長崎県美術展覧会実行委員会は美術展覧会について57回の実績を持ち、作品展示、ワークショップ等に熟知しており、かつ展覧会の開催期間中の作品は実行委員会が管理することになっているため、随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
17	文化観光物産局	世界遺産登録推進室	H25.7.26	世界遺産登録推進に係る 揭示物の制作・設置等業務	5,250,000	長崎市昭和2-15-1 株式会社長崎頭脳社 代表取締役 山口正士	「長崎の教会群」は昨年の国文化審議会において全国的な周知啓発が不足しているとの指摘を受けており、国内推薦決定に向けて早急に対応すべき課題として、あらゆる機会を通じて県内外への周知啓発事業を行う必要がある。本事業は、さだまさし氏が県内外から1万人の集客が見込まれる東日本大震災復興支援チャリティコンサートを開催することとなり、この機会をとらえて「長崎の教会群」のPR看板等の設置を行い、同コンサートを活用して、広く情報発信しようとするものである。同コンサートは、NHKによる中継及び全国放送も予定されており、全国の視聴者に向けたPR効果も期待できる。よって、同コンサートを活用した「長崎の教会群」の周知啓発事業を行うこととし、この業務を、さだまさし氏コンサートの本県唯一の代理店である㈱長崎頭脳社へ委託するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	文化観光物産局	文化振興課	H25.8.6	ながさき音楽祭開催 サポート業務委託	1,239,000	長崎市恵美須町4-5 ながさきUTAOTO 実行委員会 委員長 齊藤 寛	ながさき音楽祭の演奏会は、各地域の実行委員会等が主体となり企画運営する、文化芸術によるまちづくりの取り組みとして実施している。長崎地区における音楽祭実施団体である「ながさき音楽祭おおむら実行委員会」は、地域の音楽関係者等により構成された実行委員会で、組織の活動により地域の連携を強めるなど、まちづくりに取り組んでいる。音楽祭を一過性のイベントに終わらせることなく地域に定着させるため、実行委員会活動を支援する本事業の目的から、音楽祭実施団体が演奏会と一体的に本事業を実施する必要があるため、他の団体等での実施は困難である。	第167条の2 第1項 第2号
19	文化観光物産局	文化振興課	H25.8.30	平成25年度「しまの 文化・芸術活動推進 事業」開催業務委託	2,250,000	長崎県長崎市高島町2706 番18号 高島しまの文化・芸術活動推 進実行委員会 代表 松尾 保	当事業は単にイベント実施を目的とするものではなく、しまに住む人々が自ら望む文化・芸術をマネジメントできる人材と体制作りを進めるとともに、地域内外の交流を促進することを目的とするものである。実施に向けた地元での事前協議から実施に至るまで、行政、地域住民などを主体とする実行委員会により実施することとしており、このことから、相手方が特定されるため、それに対応できる団体と委託契約を行う必要がある。「高島しまの文化・芸術活動推進実行委員会」は、文化・芸術のマネジメントができるような体制をつくることを目的として結成した団体である。構成員の中にはシュノーケリングピクニック等により地域活性化に取り組んでいるやったるうde高島や、高島海水浴場・キャンプ場の指定管理者である高島振興協同組合の代表者が参加している。本事業を円滑で効率的に行うためにも、高島しまの文化・芸術推進実行委員会と委任型の随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号



平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	文化観光物産局	文化振興課	H25.9.13	旧香港上海銀行長崎支店記念館及び孫文・梅屋庄吉と長崎近代交流史展示室(仮称)整備に伴う展示設計及び施工業務委託	125,475,000	東京都千代田区紀尾井町3-23 株式会社トータルメディア開発研究所 代表取締役 澤田 敏企	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の整備は、国の重要文化財である「旧香港上海銀行長崎支店」で行うものであり、原則として既存施設の躯体に変更を加えることができず、また壁面、天井、床面等も改修することは制約があるため、既存展示のリニューアルが基本である。</li> <li>・このような条件のもと、質が高く魅力ある施設とするためには、限られた空間にストーリーのある動線及び資料の配置、またその演出のためのガイドンス映像、各展示コーナー解説映像、体験コーナー、情報検索コーナーの設置などといったソフト制作部分が重要となる。</li> <li>・また、展示ケースや外構工事などについても、展示内容や建物との調和などに配慮する必要があるため、一体的に提案を受ける必要がある。</li> <li>・実施設計発注の際の総合評価競争入札は、前提として価格競争させるための詳細仕様書(設計図書)の作成が必要となるが、詳細仕様書(設計図書)の作成については、この段階においては、人工計算用の歩掛がなく、特殊な事業で内容も定まっていなかったため、困難である。</li> <li>・受託者の提案、アイデアなど提出された技術提案をソフト制作部分等に活かすことにより、より質の高い施設とするために「公募型プロポーザルによる選定」を採用した。</li> <li>・したがって、公募型プロポーザルの選定委員会の審査結果で第1候補者となった㈱トータルメディア開発研究所と随意契約することとした。</li> </ul>	第167条の2 第1項 第2号
21	文化観光物産局	文化振興課	H25.10.1	平成25年度「しまの文化・芸術活動推進事業」開催業務委託(五島市)	1,125,000	長崎県五島市奈留町泊35番地1 しまづくり実行委員会 委員長 大久保 憲二	<p>当事業は単にイベント実施を目的とするものではなく、しまに住む人々が自ら望む文化・芸術をマネジメントできる人材と体制作りを進めるとともに、地域内外の交流を促進することを目的とするものである。実施に向けた地元での事前協議から実施に至るまで、行政、地域住民などを主体とする実行委員会により実施することとしており、このことから相手方が特定されるため、それに対応できる団体と委託契約を行う必要がある。「しまづくり実行委員会」は、文化・芸術のマネジメントができるような体制をつくることを目的として結成した団体である。構成員の中には「五島市笠松宏有記念館」の指定管理者である「NPO法人DonDon奈留」が参加している。本事業を円滑で効率的に行うためにも、しまづくり実行委員会と委任型の随意契約を行った。</p>	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	文化観光物産局	文化振興課	H25.10.1	平成25年度「しまの文化・芸術活動推進事業」開催業務委託	1,125,000	長崎県南松浦郡新上五島町津和崎郷476番地上五島の文化・芸術推進実行委員会 構成員代表 なんでんすつとたい津和崎 代表 今村 英文	当事業は単にイベント実施を目的とするものではなく、しまに住む人々が自ら望む文化・芸術をマネジメントできる人材と体制作りを進めるとともに、地域内外の交流を促進することを目的とするものである。実施に向けた地元での事前協議から実施に至るまで、行政、地域住民などを主体とする実行委員会により実施することとしており、このことから、相手方が特定されるため、それに対応できる団体と委託契約を行う必要がある。「上五島の文化・芸術推進実行委員会」は、文化・芸術のマネジメントができるような体制をつくることを目的として結成した団体である。代表構成員の中には津和崎・米山地区を中心とした地域活性化イベント「つわフェスタ」を年1回開催するとともに、両地区住民と協働で地域の環境美化、地域活性化にも取り組んでいる「なんでんすつとたい津和崎」も参加している。本事業を円滑で効率的に行うためにも、上五島の文化・芸術推進実行委員会と委任型の随意契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
23	文化観光物産局	世界遺産登録推進室	H25.10.25	教会堂の来訪者受入に関する意向調査(離島地区)に関する業務委託	1,323,000	長崎市尾上町1-88-2階長崎巡礼協議会 会長 橋本 勲	本事業は、教会群の世界遺産登録に伴い見込まれる観光客の増大について、信仰の観点から、地元教会側がどのように考え、また、不安を抱いているかを詳細に把握し、世界遺産として広く一般に公開してもらうためのルールづくりに向け、実際の公開の範囲(時間、教会堂内のエリア、受入人数等)の調整及びより充実した受入体制の構築に向けた課題の整理と解決策を検討するために実施するものである。 この業務は、長崎大司教区及び関係NPO法人(世界遺産長崎チャーチトラスト・長崎巡礼センター)が相互に連携しつつ、実施しなければ効果的なものにはならない。これらの関係団体で構成される組織としては、長崎巡礼協議会に限られる。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	文化観光物産局	アジア・国際政策課	H25.10.31	韓国メディアパブリシティ対策事業業務委託	5,999,982	Edelman Japan株式会社 代表取締役 ロス・ジョン・ローブリー	本事業は、韓国において本県に関する様々な情報を現地メディアに広く確実に発信することを目的とするものであり、事業を効果的に実施するためには、事業提案者が柔軟で優れた提案を行い、契約相手方を選定するという公募型プロポーザル方式による随意契約が最もふさわしい。なお、価格点と技術点の両面から契約相手方を選定するものであり、価格面での競争もはたらくような仕組みとした。	第167条の2 第1項第2号
25	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H25.11.20	「長崎・食の商談会2014」会場使用料	4,188,450	東京都港区芝公園3-3-1 東京プリンスホテル 総支配人 武井 久昌	首都圏で開催する「長崎・食の商談会2014」の会場選定については、一定の広さ、立地(交通至便地)、厨房機器の利用、配膳可能等の条件をクリアする会場を有する数者から見積書の徴取を行い決定することとしている。 事業を実施する上で、まず会場の確保が必要となるため、これらの条件をクリアする者のうち、開催予定日に空きがあるのは東京プリンスホテルだけであるため、同者との一者随意契約とすることとする。	第167条の2 第1項 第2号
26	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H25.11.20	ながさきの魅力発信in KANSAI事業業務委託	8,372,700	大阪市北区芝田1-16-1 阪急阪神ホールディングス(株) 代表取締役社長 角 和夫	本業務は、有力企業グループとのタイアップによる長崎県総合プロモーションを実施することにより、本県認知度の向上、県産品のブランド化、販路拡大等を図ろうとするものである。事業内容は、特に本県出身者が多く居住し、また、近年、格安航空会社の参入によりアクセスが向上した関西地区において、駅構内、電車内等鉄道関連施設での広告、系列ホテルでの長崎食材フェア開催などにより、本県の特産品のPRを実施するものである。 契約相手方は、関西地区に広い交通路線網を有し、沿線人口の多い鉄道事業やホテル事業を実施するとともに、系列会社である株式会社阪食は本県とパートナーシップ協定を締結し、高級スーパー(阪急オアシス)や系列百貨店において積極的に長崎フェアを開催していることなどから、本業務を実施するにあたり効果的な事業実施と相乗効果が期待され、契約相手として最適である。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	文化観光物産局	世界遺産登録推進室	H25.11.21	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録推薦書編集業務	9,796,500	株式会社文化財保存計画協会 代表取締役 矢野和之	本事業は、H25年8月に文化審議会の審議に付された世界遺産登録推薦書原案を編集し、ユネスコへの提出を見据えた推薦書(正式版)を作成するものである。本事業の実施にあたっては世界遺産としての顕著な普遍的価値を世界遺産委員会やイコモスメンバー等の外国人に確実に理解してもらうことが求められ、世界遺産の現状・動向の把握などの専門的な見識を備えた上での高い技術力、マネジメント力を有する業者を選定する必要がある。加えて、H25年9月23日に開かれた第13回長崎県世界遺産学術会議からの意見として、来年度の推薦をより確実なものとするために本年度中に推薦書(正式版)を完成させることが求められており、限られた期間の中で登録審査に耐え得る内容の推薦書を作り上げる必要がある。このため契約の相手方は、これまでの作成に携わり、各種図面・資料を収集・制作するとともに、直近の世界文化遺産推薦書(富岡)の作成に関わるなどの実績を持つ㈱文化財保存計画協会に限られる。	第167条の2 第1項第2号
28	文化観光物産局	世界遺産登録推進室	H25.11.22	「長崎の教会群」の情報発信コーナーに係る運営業務委託	6,123,203	長崎市元船町17番1号 特定非営利活動法人 世界遺産長崎チャーチトラスト 理事長 福地 茂雄	世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、構成資産が離島を含めた県広域に分布するという特異性から、その価値を正確に伝えるとともに、各地域へのアクセス方法など来訪者の利便性・旅の満足度の向上に資する情報を発信していくことが求められている。 そのための情報発信コーナーを「長崎の教会群インフォーションセンター」(NPO法人世界遺産長崎チャーチトラスト(企画部門)とNPO法人長崎巡礼センター(ガイド部門)とが連携し一体となって運営・業務を行う。)内に設け、緊急雇用創出事業(基金事業)を活用して、案内人を配置することにより、新たな雇用を生み出しつつ、情報を発信していかうとするものである。 この業務は、上記のチャーチトラスト又は巡礼センターが実施しなければ効率的な運営が図られないものであるが、両NPO法人の協議により、人事管理事務はチャーチトラストにおいて行うことになったため、チャーチトラストに業務を委託するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	文化観光物産局	世界遺産登録推進室	H25.11.22	モデル地区教会守に係る運営業務委託	7,299,733	長崎市元船町17番1号 特定非営利活動法人 世界遺産長崎チャーチトラスト 理事長 福地 茂雄	<p>教会守とは、地域の信者・住民が担い手となり、教会堂付近に一定時間常駐し、訪問者のマナー監視、訪問者の質問への語り部等を受け持ってもらった仕組みである。</p> <p>この教会守は、NPO法人世界遺産長崎チャーチトラストがカトリック長崎大司教区とともに、教会堂の秩序ある公開に向けた仕組みづくりを検討する中で構想されたものの一つである。</p> <p>その配置に当たっては、教会堂付近に常駐し業務を行うということから、所有者である長崎大司教区や地元教会の意向を十分踏まえる必要があり、この新たな取組を大司教区等と調整しつつ実施することができるのは、この構想を当初から大司教区とともに検討してきたチャーチトラストに限られる。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成25年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：企画振興部 文化観光物産局

H26.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	文化観光物産局	観光振興課	H26.1.10	「ひかりと祈り」観光プロモーションinKANSAI業務委託	5,250,000	大阪市北区芝田1-16-1 阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役 角 和夫	<p>本事業は、関西圏に居住する住民に対し、長崎県に対する興味・関心を強く喚起し、本県への来訪意欲の増加につなげることを目的としており、「ひかりと祈り」展覧会、交通広告等のプロモーションを実施することとしているが、高い費用対効果を得るためには、物産ブランド推進課が同時期、同エリアで実施する「ながさきの魅力発信inKANSAI」事業(委託先:阪急阪神ホールディングス株式会社)と蜜に連携を図ることが必要不可欠である。</p> <p>同社はグループ企業が本県とパートナーシップ契約を締結しているなど、本県との関係性が深いことに加え、関西地区において幅広い路線網を誇るほか、集客力のある多数の商業施設や旅行会社を有していることから、本課が同社を委託先と選定することにより、物産との真に一体となった取組みが実現可能となり、両事業の効果が増幅し合う最大のメリットが得られることに加え、同社・グループ会社の情報発信力、送客力を背景とする多大な効果が見込まれるなど、明らかに他者に比して効率的な事業展開が可能となる。</p> <p>具体的には、グループ会社であるハービスPLAZAにおける「ひかりと祈り」展覧会とレストランフェアの同時開催、阪急・阪神電車への観光・物産の同時出稿をはじめ、物産フェアを開催する阪急オアシスにおける観光情報の周知など、物産ブランド推進課との強固な連携により、関西住民に対し、観光・物産両面からの複合的なアプローチを実現しうる。</p> <p>更には、本県への巡礼ツアーに力を入れている阪急交通社と連携して新聞広告を実施することにより、「ひかりと祈り」の認知度向上とともに、関西圏からの集客効果も高まるなど、効果的な広告展開が可能となる。</p> <p>以上の理由から、阪急阪神ホールディングス株式会社が契約相手先として最適である。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円